

一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部給付規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部運営規則（以下「一般互助部運営規則」という。）第8条に規定する給付の種類、額及び条件は、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 一般互助部運営規則第3条に規定する一般互助部会員をいう。
- (2) 所属所 会員が所属する所属所をいう。
- (3) 所属所長 前号の所属所の長をいう。
- (4) 被扶養者 公立学校共済組合高知支部（以下「高知支部」という。）の被扶養者の認定を受けたもの及び理事長が特に認めた者をいう。
- (5) 親族 前号に定める者のうち、2親等以内のものをいう。

(給付の種類)

第3条 給付の種類は、次の各号に掲げる給付とする。

- (1) 医療費補助金
- (2) 家族医療費補助金
- (3) 出産祝金
- (4) 災害見舞金
- (5) 傷病見舞金
- (6) 結婚祝金
- (7) 死亡弔慰金
- (8) 退職慰労金
- (9) 入学祝金
- (10) 銀婚祝金

(請求及び支払)

第4条 一般互助部運営規則第9条に規定する給付の請求は、当該給付に係る所定の請求書（別記第1号様式から別記第8号様式）その他給付に関する必要な書類を、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。ただし、会員の資格を喪失した者に係る給付については、会員の資格を喪失する前に所属していた所属所長を経由するものとする。

2 理事長は、前項の規定により給付の請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査決定し、当該請求に係る給付を支給しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、医療費補助金及び家族医療費補助金については、原則として会員からの請求によらず、高知支部が支給する法定の療養費又は家族療養費の額に基づき計算し、自動的に支給する。ただし、会員が後期高齢者医療制度の適用となった場合の医療費補助金については、別記第9号様式の提出を受けて支給するものとする。

4 医療費補助金及び家族医療費補助金は各月を単位として支給し、その他の給付はその都度支給するものとする。

一部改正（令和6年1月1日）

(会員原票)

第5条 理事長は、会員ごとに会員原票を作成し、会員の加入脱退その他必要な事項を明らかにしておかねばならない。

第2章 給付

(医療費補助金及び家族医療費補助金)

第6条 医療費補助金又は家族医療費補助金は、社会保険診療報酬点数表により算出した額（看護等にあつては厚生労働大臣等が定めるところにより算出した額）のうち会員又はその親族が支払った一部負担金（ただし、食事療養費の標準負担額を除く。）から次の各号に掲げる額を控除した額が医療機関ごと、月ごとの1件につき2,500円を超えるときは、その超える金額から7,500円までの範囲の金額に相当する額を支給する。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金に相当する額
- (2) 高額療養費の法定給付があるときは、当該高額療養費に相当する額
- (3) 他の法令の規定又は地方公共団体の条例等により公費負担等がある場合は当該公費負担等に相当する額

一部改正（平成28年4月1日）

(出産祝金)

第7条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、生児1人につき出産祝金として20,000円を支給する。

2 前項の会員の配偶者については、会員の被扶養者としての認定の有無にかかわらず取り扱うものとし、夫婦とも会員の場合は、それぞれに給付事由が発生したものとして取り扱う。

(災害見舞金)

第8条 会員が水震火災等により、その住居又は家財に損害を受け、高知支部の災害見舞金の支給対象となった場合は、災害見舞金として10,000円を支給する。

(傷病見舞金)

第9条 会員が疾病又は負傷のため引き続き勤務に服することができない場合で、高知支部の傷病手当金及び同附加金の支給期間が満了したときは、その後勤務に服することができない期間1月につき傷病見舞金として90,000円を支給する。

2 前項の場合において、月の途中の開始又は廃止の日割計算は、土曜日及び日曜日を含むものとし、その額は1日につき3,000円とする。

3 会員が疾病又は負傷のため引き続き勤務に服することができない場合で、給料が減額又は高知支部の傷病手当及び同附加金が支給されている期間1日につき400円を支給する。

(結婚祝金)

第10条 会員が結婚したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情となったときを含む。）は、結婚祝金として20,000円を支給する。

2 会員が会員資格の喪失後6か月以内に結婚したときも前項の規定を準用する。

(死亡弔慰金)

第11条 会員が死亡したときは、その遺族に死亡弔慰金として200,000円を支給する。

2 会員の配偶者が死亡したときは、死亡弔慰金として50,000円を支給する。

3 会員の被扶養者（配偶者を除く。）又は会員の被扶養者でない子、実父母、養父母若しくは義父母が死亡したときは、死亡弔慰金として20,000円を支給する。ただし、義父母の死亡の場合は、次に各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 死亡の当時、会員と生計を一にしていたこと。
- (2) 死亡の当時、会員と同居していたこと。
- (3) 会員又はその配偶者がその葬儀を執り行ったこと。

4 会員又は会員の配偶者が死産したときは、死亡弔慰金として10,000円を支給する。

(退職慰労金)

第12条 会員期間が6月以上の会員が会員でなくなったときは、その者又は遺族に退職慰労金として10,000円を支給する。

(入学祝金)

第13条 会員の子が小学校に入学したときは、入学祝金として子1人につき10,000円を支給する。

2 前項の会員の子については、会員の被扶養者の認定の有無にかかわらず取り扱うものとする。

(銀婚祝金)

第14条 会員が結婚25周年を迎えたときは、銀婚祝金として20,000円を支給する。

2 結婚25周年の年数計算については、民法上の婚姻の成立した日(戸籍法(昭和22年法律第224号)の定めるところにより婚姻の届出をした日)から起算するものとする。

第3章 雑則

(雑則)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(財団法人高知県教職員互助会給付規程の廃止)

2 財団法人高知県教職員互助会給付規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。